

介護保険制度のしくみ

介護を社会全体で支え合う制度です

みなさんがいつまでも住みなれたまちで安心して暮らせるためのしくみ。それが、市区町村が運営する**介護保険**です。40歳以上のみなさんが加入者(被保険者)となって保険料を出し合い、必要に応じて介護サービスが利用できる制度です。

加入する方

40歳以上の方は、お住まいの市区町村が運営する介護保険の加入者となります。年齢ごとに、65歳以上の方は**第1号被保険者**、40歳から64歳までの方は**第2号被保険者**となります。

65歳以上の方



第1号被保険者

40歳から64歳までの方



第2号被保険者

介護保険証と介護保険負担割合証

介護保険証

介護保険の**保険証**(介護保険被保険者証)は、被保険者一人に一枚交付されます。介護サービスを利用するときや、ケアプランの作成を依頼するときに必要なので、大切に保管してください。

- **65歳以上の方**
65歳に到達する月にすべての方に交付されます。
- **40歳から64歳までの方**
要支援・要介護と認定された方に交付されます。



見本

介護保険負担割合証

介護保険**負担割合証**には、介護サービスを利用したときに支払う利用者負担の割合が記載されています。介護保険で、要支援・要介護またはサービス事業対象者と認定された方に交付されますので、サービスを利用するときには、保険証と一緒に提示してください。



見本

加入者のみなさん(被保険者)

65歳以上の方 (第1号被保険者)

サービスを利用できる方

市区町村に「介護が必要」と認定された方



※介護が必要になった原因が、どんな病気やけがかは問われません

40歳から64歳までの方 (第2号被保険者)

サービスを利用できる方

老化が原因とされる**特定疾病***が原因で、介護が必要であると認定された方



※特定疾病以外の原因の場合は、介護保険の対象にはなりません

*特定疾病には以下の16種類が定められています。

- 筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗鬆症
- 多系統萎縮症 ●初老期における認知症 ●脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患
- パーキンソン病関連疾患 ●閉塞性動脈硬化症 ●関節リウマチ ●慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ●がん末期

要介護認定の申請
保険料の納付

被保険者証の交付
要介護認定
負担割合証の交付

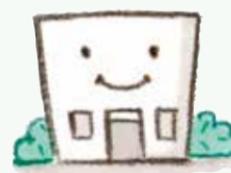
一定以上所得者は
2割
(平成30年8月から特に
所得の高い方は3割)

利用者負担の
支払い(1割)

介護サービスの
提供

指宿市(保険者)

- * 介護保険制度を運営します。
- * 保険料を徴収し、被保険者証を交付します。
- * 要介護認定を行います。
- * 介護予防・相談などのための「地域支援事業」を実施します。



地域包括支援センター

- * 総合相談支援業務
- * 介護予防ケアマネジメント
- * 権利擁護業務
- * ケアマネジャーの指導・支援など

介護報酬の請求

介護報酬の支払い

サービス事業者

- * 行政の指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などの団体。
- * 在宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスなどを提供します。
- * 事業者の指定は6年ごとの更新制です。

